

電力・ガス・食料品等 価格高騰重点支援給付金

問 重点支援給付金コールセンター ☎0422-29-9617
(平日午前9時～午後5時)

対象世帯

①住民税非課税世帯

基準日(令和5年6月1日)に三鷹市で住民登録があり、世帯全員の5年度住民税均等割が非課税の世帯

→対象と思われる世帯の世帯主宛てに、7月下旬に確認書を送付します。確認書を同封の返信用封筒で返送してください。

※8月2日(火)までに届かない場合は、コールセンターへご連絡ください。

②家計急変世帯

5年1月以降の家計が急変し、世帯員それぞれの5年1～10月の任意の1カ月の収入または所得を12倍して合計した金額が住民税非課税相当になる世帯

→給付金の受給には申請が必要です。申請書は市ホームページで入手できます。

※世帯の全員が、住民税を課税されているほかの親族などの扶養を受けている場合は対象外です。

給付額

1世帯当たり3万円(1回限り)。**①②**の重複受給は不可

申請期限

10月31日(火)(消印有効)

給付開始時期

8月中旬以降、不備のない確認書・申請書の受理から、おおむね30日後



『三鷹市市税条例』の一部を改正

問 市民税課①③ ☎0422-29-9194、② ☎0422-29-9193

地方税法などの改正に伴い、同条例の一部を改正しました。主な改正内容は次の通りです。

①**個人市民税** 優良住宅地造成などのために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る課税の特例について、適用期限を令和8年度まで延長します。

②**軽自動車税** 7月1日から、種別割の車両区分として特定小型原動機付自転車を新設して税率を2,000円とし、6年度分から適用します。

③**森林環境税** 国税の森林環境税(年額1,000円)について、6年度から個人住民税均等割と併せて賦課徴収します。

※詳しくは市ホームページをご覧ください。



シニアニュース



8月は国民健康保険「高齢受給者証」の更新月です

問 保険課 ☎0422-29-9216

70～74歳の国民健康保険加入者に交付している高齢受給者証は、毎年8月1日に自己負担割合の見直しを行います。新しい受給者証は7月下旬にお送りします。有効期限は、来年の7月31日(年度の途中で75歳になる方は誕生日の前日)です。今まで使用していた受給者証は、8月1日(火)以降に同課(市役所1階9番窓口)に設置する回収箱または市政窓口へ返却するか、細かく切るなど個人情報に注意して破棄してください。

◆自己負担割合の判定基準

同一世帯の70～74歳の被保険者のうち、住民税課税所得が最も高い方の金額が145万円未満の世帯は2割、145万円以上の世帯は3割です。

◆次のいずれかの条件に該当する場合は2割になります

- 70歳以上の被保険者がいる世帯で、70～74歳の被保険者の総所得金額などから基礎控除額43万円を差し引いた額の合計が210万円以下
- 同一世帯の70～74歳の被保険者全員の収入合計が520万円未満
- 世帯内の70～74歳の被保険者が1人の場合は収入金額が383万円未満。ただし、同一世帯内に後期高齢者医療制度の旧国保被保険者がいる場合は収入合計が520万円未満

平和への願いを込めた千羽鶴をご提供ください

問 企画経営課 ☎0422-29-9032

8月15日(火)開催の「戦没者追悼式並びに平和祈念式典」に献呈する千羽鶴をご提供ください。8月1日(火)～31日(木)開催の「平和展」でも展示します。

千羽鶴について

長さ1.2m以内で、すべて糸でしっかりとつなげてフックに掛けることができる状態にし、差し支えなければ名札もお付けください。

申 7月28日(金)までに同課(市役所3階)へ



黙とうにご協力をお願いします

- 恒久平和を祈り、防災無線による ◆**広島原爆の日** 8月6日(日)午前8時15分1分間の黙とうを行います。ご家庭 ◆**長崎原爆の日** 8月9日(水)午前11時2分や職場でのご協力をお願いします。 ◆**終戦記念日** 8月15日正午

ひとり親家庭支援

ひとりで悩まず 気軽にご相談ください

問 子育て支援課 ☎0422-45-1151(内線2754)

ひとり親家庭が日ごろ抱えている悩みごとの相談や支援、助成を行っています。専門の相談員が電話または面談により対応します。

母子父子自立支援員による相談

日 平日午前9時～午後5時(年末年始を除く)

申 同課 ☎0422-45-1151(内線2754)へ

主な相談内容

- 生活、就労、住まいに関すること
- 離婚、養育費、面会交流に関すること
- 医療費、各種手当に関することなど



養育費確保支援等事業

離婚時の養育費の取り決めに関して、弁護士の無料相談が利用できるほか、裁判外紛争解決手続(ADR)の利用や養育費に関する公正証書の作成にかかった経費などについて、助成(1事業1人5万円上限)が受けられます。

※詳しくは市ホームページをご覧ください。同課へお問い合わせください。



児童育成手当・児童扶養手当の更新手続き(現況届)のお知らせ

児童育成手当

6月に対象者へ案内を送付しました。未提出の方は早急にご提出ください。

児童扶養手当

7月下旬に対象者へ案内を送付します。8月1日(火)～31日(木)にご提出ください。5日(土)・6日(日)午前9時～正午も提出を受け付けます。

高齢者スマートフォン相談会

問 東京都スマートフォン普及啓発事業事務局 ☎050-5536-6049

主 東京都デジタルサービス局 日 7月25日(火)午後1時～5時

人 60歳以上の市民 所 市役所第三庁舎 申 当日会場へ

三鷹いきいきプラス パソコン活用講座

問 同会事務局 ☎0422-70-5753

日 ワード=8月21日(月)、エクセル=24日(木)、いずれも午前10時～正午

人 おおむね55歳以上の市民でパソコン経験者10人

所 三鷹産業プラザ 料 各500円(資料代) 物 パソコン(貸与あり)

申 7月19日(水)以降の月・水・金曜日午前10時～午後4時に同会事務局 ☎0422-70-5753へ(先着制)

みたか健康づくりセミナー

「見逃していませんかカラダの変化 元気をつくるセルフケア」

問 健康推進課 ☎0422-24-8207

- 日 ①元気な人ってどんな人?どんな生活している?(体組成測定+講座)=9月6日、②元気をつくる食習慣一コツを知って美味しく食べよう(握力測定+講座)=13日、③老いの予防は口元から—マスク生活が続いた中で(口腔機能測定+講座)=20日、いずれも水曜日午後1時30分～3時

人 65歳以上の市民(65歳以下の方も参加可) 所 三鷹駅前コミュニティセンター

講 ①東京都介護予防・フレイル予防推進支援センター副センター長の植田拓也さん、②管理栄養士の奈良理香子さん、③歯科衛生士の前田小由利さん

申 同課 ☎0422-24-8207、または申し込みフォーム(右記QRコード)へ

